

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月12日

【中間会計期間】 第4期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 インフロニア・ホールディングス株式会社

【英訳名】 INFRONEER Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 岐部 一誠

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03-6380-8253 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務戦略部長 出口 一剛

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03-6380-8253 (代表)

【事務連絡者氏名】 グループマネジメント部長 堂森 宏三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第3期	第4期	第3期
		中間連結会計期間 自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	中間連結会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	中間連結会計期間 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高	(百万円)	358,832	380,739	793,264
税引前中間(当期)利益	(百万円)	24,318	12,898	49,439
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益	(百万円)	16,328	8,105	32,571
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)包括利益	(百万円)	29,798	794	64,024
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	376,258	493,965	399,923
総資産額	(百万円)	1,021,647	1,363,593	1,410,557
基本的1株当たり 中間(当期)利益	(円)	64.92	31.09	130.51
希薄化後1株当たり 中間(当期)利益	(円)	64.75	28.43	130.17
親会社所有者帰属持分比率	(%)	36.8	36.2	28.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	680	40,207	38,916
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,396	29,980	279,254
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	43,768	6,672	261,316
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	92,959	117,030	113,421

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)により作成した要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

3. 社債型種類株式の配当金は、1株当たりの利益の算定において控除しています。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

（建築事業）

当中間連結会計期間より、新たに投資したNOT A HOTEL SETOUCHI(同)を持分法適用の範囲に含めています。

（インフラ運営事業）

当中間連結会計期間より、新たに設立した上ノ国風力開発(株)、ふじサンエネルギー(同)、とやまアリーナコンセッション(株)を連結の範囲に含めています。

当中間連結会計期間より、新たに設立した(株)ジャパンナショナルスタジアム・エンターテイメント及び豊橋ネクストパーク(株)を持分法適用の範囲に含めています。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復してきました。一方で、欧米における高い金利水準の継続等による海外景気の下振れリスクや物価上昇、為替相場の変動等による影響を十分注視すべき状況が続いています。

建設業界においては、設備投資は堅調な企業収益等を背景に持ち直しの動きがみられ、住宅建設は分譲住宅を除いて概ね横ばいで推移しており、公共投資は関連予算の執行により堅調に推移しています。

このような状況の中、当社は、グループ全体が持続的成長を遂げることを目的に、中長期的に目指す姿を、インフラ運営の上流から下流をワンストップでマネジメントする「総合インフラサービス企業」と定め、外的要因に左右されない「高収益かつ安定的な収益基盤」を確立し、実効性のあるガバナンス体制の構築やDXの推進等により迅速かつ適正な経営を実現し、社会変化への対応力を強化することで「あらゆるステークホルダーから信頼される企業」の実現に向けた取り組みを行ってきました。

なお、当社グループは、2024年3月期の通期決算より国際財務報告基準（IFRS）を任意適用しています。また、前中間連結会計期間についても、IFRSベースに組み替えて比較分析を行っています。

当中間連結会計期間の経営成績は、売上高は前年同期比219億円（6.1%）増の3,807億円、事業利益は前年同期比91億円（38.6%）減の146億円となり、税引前中間利益は前年同期比114億円（47.0%）減の128億円となりました。また、親会社の所有者に帰属する中間利益については、前年同期比82億円（50.4%）減の81億円となりました。

事業利益は、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除し、持分法による投資損益を加えた、当社の経常的な事業の業績を測る利益指標です。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

（建築事業）

建築事業においては、売上高は前年同期比282億円（26.1%）増の1,366億円、セグメント利益は7億円（前年同期はセグメント損失20億円）となりました。

（土木事業）

土木事業においては、売上高は前年同期比168億円（20.4%）減の657億円、セグメント利益は前年同期比104億円（59.7%）減の70億円となりました。

（舗装事業）

舗装事業においては、売上高は前年同期比40億円（3.4%）増の1,230億円、セグメント利益は前年同期比6億円（9.0%）増の77億円となりました。

（機械事業）

機械事業においては、売上高は前年同期比6億円（3.1%）増の199億円、セグメント利益は前年同期比1億円（10.0%）増の11億円となりました。

（インフラ運営事業）

インフラ運営事業においては、売上高は前年同期比52億円（63.4%）増の135億円、セグメント損失は19億円（前年同期はセグメント損失2億円）となりました。

（その他）

その他の事業においては、売上高は前年同期比5億円（2.7%）増の218億円、セグメント損失は0億円（前年同期はセグメント利益6億円）となりました。

(2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間の資産は、営業債権及びその他の債権の減少などにより前連結会計年度末に比べ469億円

(3.3%)減少し、1兆3,635億円となりました。負債は、社債及び借入金の減少などにより前連結会計年度末に比べ1,422億円(14.4%)減少し、8,491億円となりました。また資本は、第1回社債型種類株式を発行したことなどにより、前連結会計年度末に比べ953億円(22.7%)増加し、5,144億円となりました。なお、当該社債型種類株式の発行によって調達した資金については、全額を2024年8月末までに日本風力開発(株)の株式の取得(子会社化)に伴い金融機関から借り入れた借入金2,184億円の返済資金の一部に充当しています。

以上の結果、親会社の所有者に帰属する持分は4,939億円となり、親会社所有者帰属持分比率は前連結会計年度末の28.4%から36.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、営業債権及びその他の債権の回収による減少が580億円あったことなどにより402億円(前年同期は6億円)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形資産の取得による支出が240億円あったことなどにより299億円(前年同期は423億円)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少や株式の発行による収入などにより66億円(前年同期は437億円)となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間の残高は、前連結会計年度末の1,134億円から36億円増加し、1,170億円となりました。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は2,122百万円であり、セグメントごとの研究開発活動の状況及び金額は以下のとおりです。なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

(建築事業・土木事業及びインフラ運営事業)

子会社である前田建設工業(株)においては、「総合インフラサービス企業」への変革を目指し、生産性や品質の向上と社会課題の解決を目的とした研究開発を進めています。具体的には、自動化・省力化・DX、マネジメント、カーボンニュートラル分野に重点を置き、事業環境の変化に対応するための研究テーマの選定と経営資源の集中を図っています。

当中間期までの取り組みの成果として、高速道路の床版取替工事の効率化に貢献する新技術「ESCON TPジョイント」や建築物のライフサイクルにおける環境負荷評価システム「CO₂-Scope」を開発し、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを行っています。また、設備老朽化への対応が急務となる導水路トンネルリニューアル工事の自動化機械の開発も進め、技能労働者不足への対応や生産性向上に努めています。さらに、画像生成AIにおける権利利用や収益創出のあるべき姿を実現するためのシステム開発を進めています。

当中間連結会計期間における研究開発費は1,150百万円となっています。

(舗装事業)

子会社である前田道路(株)においては、「新たな収益基盤と未来への投資を確立すること」を研究開発部門の使命と捉えており、競争力の促進を図るため、「脱炭素」、「生産性向上」、「道路包括管理」、「付加価値技術」を重点テーマとした研究開発に取り組んでいます。

脱炭素については、低炭素素材・路盤材、バイオ重油の活用促進に加え、アスファルトプラントの排気ガスに含まれるCO₂をコンクリート再生路盤材に固定化するシステムの開発を継続しています。生産性向上については、舗装の施工現場や製品の製造現場において、各種デジタル技術を活用したDXの実現を進めています。道路包括管理においては、ビッグデータを活用した「次世代道路包括管理システム」の開発を継続し、また付加価値技術については、再生素材の製造方法や凍結抑制舗装など、既存技術の高度化を目指しています。

当中間連結会計期間における研究開発費は793百万円となっています。

(機械事業)

子会社である(株)前田製作所においては、製品ラインアップ拡充による販路拡大を目指し、自社主力製品であるクローラクレーンCC985S-3、CC1485S-3において、従来モデルより作業環境を向上させた新機種を市場投入しました。本製品は豊富なオプション設定による安全機能の充実も図っており、各種技術は特許の取得を予定しています。

新分野では、少子高齢化による労働人口減少の社会的課題への取り組みとして、機械の遠隔操作、自動運転に向けたデジタル要素技術開発等に取り組んでいます。

当中間連結会計期間における研究開発費は178百万円となっています。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
第1回社債型種類株式	30,000,000
第2回社債型種類株式	30,000,000
第3回社債型種類株式	30,000,000
第4回社債型種類株式	30,000,000
第5回社債型種類株式	30,000,000
第6回社債型種類株式	30,000,000
計	1,200,000,000

(注) 各種類の株式の「発行可能株式総数」の欄には、定款に規定されている各種類の株式の発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には定款に規定されている発行可能株式総数を記載しています。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	274,845,024	274,845,024	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株
第1回 社債型種類株式	20,000,000	20,000,000		(注) 1 (注) 2
計	294,845,024	294,845,024	-	-

(注) 1. 単元株式数は100株です。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしています。

2. 第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりです。

優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に記載する配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2025年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株につき、（ ）第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額の2分の1の額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）に、（ ）第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から次項に定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加えたものとする。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 配当年率

()2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年2.600%とする。

()2030年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日(以下「年率基準日」という。)における1年国債金利(以下に定義する。)に3.022%を加えた率とする。

当社はその本店において、2030年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内(当該事業年度の開始日を含む。)に、上記()により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義する。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv)(その承継ファイル及び承継ページを含む。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。)に表示される1年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいう。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。)とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。)とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含む。また、下記「残余財産の分配」第(1)号に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。)までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号(i)又は(ii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行う(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号又は次項に記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、2025年3月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。））（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

残余財産の分配

（1）残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とする。但し、2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2025年3月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）。但し、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

（2）非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

種類株主総会の決議

- （1）種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- （2）会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- （3）当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- （4）当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
 - （a）当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
 - （b）当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

取得条項（会社による金銭対価の取得）

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（以下に定義する。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記「残余財産の分配」に記載する「分配日」を「当該取得に係る振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める合理的方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

(a) 払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合（2029年8月1日以降）

(b) 資本金性変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

「資本金性変更事由」とは、信用格付業者（株）日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）より、信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本金性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本金性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。

なお、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日（2029年8月1日）以降、金銭対価取得を行う場合において、デット・エクイティ・レシオ（以下に定義する。）が1.0倍以下の場合には、借換必要金額の算出にあたり、連結自己資本金額（以下に定義する。）から3,999億円を控除した金額（かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとし、当該金銭対価取得に係る第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額を上限とする。）に50パーセントを乗じた金額を金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額（以下に定義する。）から控除することができる。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額から2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換額（行使された新株予約権に係る同社債の額面金額の総額をいう。以下同じ。）を控除した金額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額から2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換額を控除した金額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本金性（パーセント表示される。）で除して算出される金額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のa.乃至c.の証券又は債務をいう。但し、()以下のa.乃至c.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、()以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、()以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本金性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

a. 普通株式

b. 上記a.以外のその他の種類の株式

c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「デット・エクイティ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている連結有利子負債（以下に定義する。）から残存する劣後特約付社債及び劣後特約付ローンの評価資本相当額の合計を控除した金額を、連結自己資本金額並びに残存する劣後特約付社債及び劣後特約付ローンの評価資本相当額の合計で除した値をいう。

「連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計から金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の発行価格を控除した金額をいう。

「評価資本相当額」とは、第1回社債型種類株式若しくは劣後特約付社債の発行価格の総額又は劣後特約付ローンの元本金額にそれぞれ信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額をいう。

「連結有利子負債」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における短期社債、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内償還予定の社債、1年内償還予定の新株予約権付社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、新株予約権付社債及び長期借入金並びに金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の発行価格の総額の合計をいう。但し、ノンリコース債務及びリース債務は含まない。

(3) 取得の方法

当社は、本項に記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。

株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）とする。

自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において発行した新株予約権付社債は、以下のとおりです。

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）（2024年4月8日発行）	
決議年月日	2024年3月21日
新株予約権の数（個）（注）1	6,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）（注）1	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1	普通株式 31,628,887（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1	1,897（注）3
新株予約権の行使期間（注）1	2024年4月22日～2029年3月16日（注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	発行価格 1,897 資本組入額 948.5（注）5
新株予約権の行使の条件（注）1	各本新株予約権の一部行使はできない。（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	（注）7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額（注）1	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（百万円）（注）1	60,000

（注）1．新株予約権付社債の発行時（2024年4月8日）における内容を記載しています。

2．本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（注）3記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3．(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,897.0円とする。ただし、下記(3)記載の事由が生じた場合に調整される旨の定めがある。

2024年5月10日開催の取締役会において、当社の期末配当を1株につき35円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、2024年4月1日以降、転換価額は1853.5円に調整されている。

2024年11月12日開催の取締役会において、当社の中間配当を1株につき30円とする剰余金配当議案が承認可決されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、2024年10月1日以降、転換価額は1,808.0円に調整されている。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4．2024年4月22日から2029年3月16日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年3月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはでき

ない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく執行役の決定）により（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権付社債権者は、（ ）2028年3月31日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額（但し、2024年3月31日に終了する暦年四半期に関しては上記（注）3（2）記載の当初転換価額とする。）の150%を超えた場合、又は（ ）2028年4月1日（同日を含む。）から2028年12月31日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日（但し、上記（ ）の場合、2024年4月1日に開始する暦年四半期に関しては2024年4月22日とする。）から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

なお、「取引日」とは、(株)東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本（2）記載の本新株予約権の行使の条件は、下記、及び の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記 の期間は適用されない。

（株）日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-以下であるか、JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなったか、又はJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、上記（注）4に記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、（ ）ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報（BVAL）若しくはその承

継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクローリング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、（ ）上記（ ）記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクローリング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は（ ）上記（ ）記載の価格若しくは上記（ ）記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クローリング・パリティ価値」とは、（ ）1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、（ ）当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking（Luxembourg）S.A.をいう。

- 7.(1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社が当該組織再編等の条件等を助案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記（注）3(3)と同様の調整に服する。

- （ ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- （ ）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（注）4に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使

は、上記(注)6(2)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年8月1日 (注)1	第1回 社債型種類株式 20,000,000	普通株式 274,845,024 第1回 社債型種類株式 20,000,000	48,750	68,750	48,750	53,750
2024年8月1日 (注)2	-	普通株式 274,845,024 第1回 社債型種類株式 20,000,000	48,750	20,000	48,750	5,000

(注)1. 2024年8月1日を払込期日とする第1回社債型種類株式の発行による増加です。発行形態、発行価格及び資本組入額は以下のとおりです。

発行形態 有償一般募集

発行価格 1株当たり5,000円

資本組入額 1株当たり2,437.5円

2. 会社法第447条第1項及び第3項並びに会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、資本金及び資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えたものです(減資割合70.9%)。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	35,741	12.71
光が丘興産株式会社	東京都練馬区高松5-8-20	26,274	9.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	16,364	5.82
インフロニア・ホールディングス社員持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	9,074	3.23
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	8,695	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	7,260	2.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	5,416	1.93
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	3,061	1.09
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	3,002	1.07
前田建設工業取引先持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	2,982	1.06
計	-	117,873	41.92

(注) 1. 所有株式数には第1回社債型種類株式が含まれています。なお、第1回社債型種類株式の株主は当社の株主総会における議決権を有していません。

2. 上記のほか、当社が自己株式として13,675,900株を保有していますが、当該株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有していません。

所有議決権数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	357,411	13.71
光が丘興産株式会社	東京都練馬区高松5-8-20	262,743	10.08
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	163,649	6.28
インフロニア・ホールディングス社員持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	90,743	3.48
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	86,957	3.33
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	72,601	2.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	54,162	2.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	30,615	1.17
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	30,028	1.15
前田建設工業取引先持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	29,825	1.14
計	-	1,178,734	45.21

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回 社債型種類株式 20,000,000	-	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,675,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 260,740,800	2,607,408	-
単元未満株式	普通株式 428,324	-	-
発行済株式総数	294,845,024	-	-
総株主の議決権	-	2,607,408	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、株式給付信託(従業員持株会処分型、J-ESOP、BBT)が保有する株式7,260,100株(議決権の数72,601個)が含まれています。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) インフロニア・ホール ディングス株式会社	東京都千代田区 富士見2-10-2	13,675,900	-	13,675,900	4.64
計	-	13,675,900	-	13,675,900	4.64

(注) 自己保有株式には、株式給付信託(従業員持株会処分型、J-ESOP、BBT)が保有する株式7,260,100株は含まれていません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る要約中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けています。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

		(単位：百万円)	
	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産			
流動資産			
		113,421	117,030
		145,514	87,576
		245,485	238,261
		12,575	14,168
	11	4,447	4,997
		29,592	34,754
		551,036	496,789
非流動資産			
		217,564	220,511
		18,107	19,502
		159,046	159,046
		243,007	249,039
		26,752	27,635
		22,470	23,821
	11	149,603	138,970
		955	1,225
		22,013	27,051
		859,520	866,804
		1,410,557	1,363,593

		(単位：百万円)	
		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
注記			
負債及び資本			
負債			
流動負債			
	営業債務及びその他の債務	273,792	234,947
	契約負債	54,162	53,806
	社債及び借入金	342,063	123,767
	リース負債	9,328	9,354
	未払法人所得税等	11,873	4,580
	その他の金融負債	5,428	5,342
	引当金	5,543	4,407
	その他の流動負債	27,102	24,477
	流動負債合計	729,294	460,684
非流動負債			
	社債及び借入金	139,482	265,207
	リース負債	13,408	14,654
	その他の金融負債	2,524	2,249
	退職給付に係る負債	15,599	15,560
	引当金	36,355	38,236
	繰延税金負債	54,344	52,112
	その他の非流動負債	375	410
	非流動負債合計	262,089	388,430
	負債合計	991,383	849,115
資本			
	資本金	20,000	20,000
	資本剰余金	111,467	212,698
	自己株式	28,626	27,689
	利益剰余金	255,671	254,591
	その他の資本の構成要素	41,411	34,364
	親会社の所有者に帰属する 持分合計	399,923	493,965
	非支配持分	19,249	20,513
	資本合計	419,173	514,478
	負債及び資本合計	1,410,557	1,363,593

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

		(単位：百万円)	
	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	5、 9	358,832	380,739
売上原価		307,417	333,769
売上総利益		51,415	46,970
販売費及び一般管理費		28,130	32,711
持分法による投資利益		557	389
事業利益		23,842	14,648
その他の収益		390	881
その他の費用		443	1,184
営業利益	5	23,788	14,346
金融収益		1,714	1,290
金融費用		1,184	2,738
税引前中間利益		24,318	12,898
法人所得税費用		7,844	4,802
中間利益		16,473	8,096
中間利益の帰属			
親会社の所有者		16,328	8,105
非支配持分		145	9
中間利益		16,473	8,096
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	10	64.92	31.09
希薄化後1株当たり中間利益(円)		64.75	28.43

【要約中間連結包括利益計算書】

		(単位：百万円)	
注記	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
中間利益	16,473	8,096	
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	457	322	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,762	7,016	11
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	90	1	
純損益に振り替えられることのない項目合計	11,395	7,337	
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	50	20	
キャッシュ・フロー・ヘッジ	4,095	101	
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	51	20	
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	4,198	142	
その他の包括利益合計	15,594	7,195	
中間包括利益	32,067	901	
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者	29,798	794	
非支配持分	2,269	106	
中間包括利益	32,067	901	

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

注記	親会社株主に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2023年4月1日残高	20,000	106,542	18,395	242,570	-	11,420
中間利益(損失)	-	-	-	16,328	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	449	11,822
中間包括利益	-	-	-	16,328	449	11,822
自己株式の取得	-	-	4,851	-	-	-
自己株式の処分	-	1,799	870	-	-	-
配当金	8	-	-	14,088	-	-
株式報酬取引	-	951	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	0	-	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	166	449	283
所有者との取引額等合計	-	2,751	3,980	14,254	449	283
2023年9月30日残高	20,000	109,293	22,376	244,643	-	22,959

注記	親会社株主に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	資本合計
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
2023年4月1日残高	54	413	11,061	361,778	12,310	374,088
中間利益(損失)	-	-	-	16,328	145	16,473
その他の包括利益	84	2,012	13,469	13,469	2,124	15,594
中間包括利益	84	2,012	13,469	29,798	2,269	32,067
自己株式の取得	-	-	-	4,851	-	4,851
自己株式の処分	-	-	-	2,670	-	2,670
配当金	8	-	-	14,088	129	14,218
株式報酬取引	-	-	-	951	-	951
連結範囲の変動	-	-	-	-	29	29
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	-	0	33	33
利益剰余金への振替	-	-	166	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	-	166	15,318	133	15,451
2023年9月30日残高	139	1,598	24,697	376,258	14,446	390,704

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

注記	親会社株主に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
	2024年4月1日残高	20,000	111,467	28,626	255,671	-
中間利益(損失)	-	-	-	8,105	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	320	7,031
中間包括利益	-	-	-	8,105	320	7,031
新株の発行	48,750	48,133	-	-	-	-
減資	48,750	48,750	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債の発行	-	2,553	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	0	-	-	-
自己株式の処分	-	200	937	-	-	-
配当金	8	-	-	8,921	-	-
株式報酬取引	-	1,547	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	46	-	0	-	-
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	0	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	264	320	56
所有者との取引額等合計	-	101,230	937	9,185	320	56
2024年9月30日残高	20,000	212,698	27,689	254,591	-	31,277

注記	親会社株主に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
2024年4月1日残高	137	2,908	41,411	399,923	19,249	419,173
中間利益(損失)	-	-	-	8,105	9	8,096
その他の包括利益	51	91	7,311	7,311	115	7,195
中間包括利益	51	91	7,311	794	106	901
新株の発行	-	-	-	96,883	-	96,883
減資	-	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債の発行	-	-	-	2,553	-	2,553
自己株式の取得	-	-	-	0	-	0
自己株式の処分	-	-	-	1,137	-	1,137
配当金	8	-	-	8,921	321	9,242
株式報酬取引	-	-	-	1,547	-	1,547
連結範囲の変動	-	-	-	-	17	17
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	-	46	1,461	1,507
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	-	0	-	0
利益剰余金への振替	-	-	264	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	-	264	93,246	1,157	94,404
2024年9月30日残高	86	3,000	34,364	493,965	20,513	514,478

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	24,318	12,898
減価償却費及び償却費	16,407	17,063
減損損失	0	1
金融収益及び金融費用	275	1,098
持分法による投資損益（は益）	557	389
有形固定資産売却損益（は益）	49	362
棚卸資産の増減額（は増加）	1,107	1,592
営業債権及びその他の債権の増減額（は増加）	43,976	58,053
契約資産の増減額（は増加）	31,178	7,224
営業債務及びその他の債務の増減額（は減少）	42,330	36,315
契約負債の増減額（は減少）	8,241	356
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	161	39
引当金の増減額（は減少）	20	185
その他	9,523	6,802
小計	8,062	50,296
配当金の受取額	1,522	2,677
利息の受取額	44	92
利息の支払額	1,167	2,483
法人所得税等の支払額	9,141	10,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	680	40,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	17,363	24,024
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	51	734
投資不動産の取得による支出	32	1,225
公共施設等運営権の取得による支出	2,127	2,152
公共施設等運営事業の更新投資による支出	107	1,219
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	1,231	1,644
その他の金融資産の取得による支出	22,690	159
その他の金融資産の売却による収入	978	28
子会社の取得による支出	145	-
その他	273	317
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,396	29,980

(単位：百万円)

注記	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	41,932	220,117
長期借入れによる収入	40,218	33,945
長期借入金の返済による支出	5,381	8,337
ノンリコース借入れによる収入	-	2,700
ノンリコース借入金の返済による支出	594	396
社債の発行による収入	-	47,776
社債の償還による支出	10,000	5,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	59,834
株式の発行による収入	-	96,611
リース負債の返済による支出	4,895	4,412
自己株式の取得による支出	3,258	0
配当金の支払額	8 14,088	8,921
非支配株主への配当金の支払額	130	321
その他	33	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,768	6,672
現金及び現金同等物に係る換算差額	327	55
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,020	3,609
現金及び現金同等物の期首残高	91,938	113,421
現金及び現金同等物の中間期末残高	92,959	117,030

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

インフロニア・ホールディングス(株)(以下、「当社」という。)は日本の会社法に基づいて設立された株式会社であり、日本に所在する企業です。

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という。)は建築事業、土木事業、舗装事業、機械事業及びインフラ運営事業を主な事業とし、さらにリテール事業から不動産事業まで幅広い事業を展開しています。

当社の2024年9月30日に終了する中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表は、2024年11月12日に取締役会によって承認されています。

2. 作成の基礎

(1) 国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しています。当社の要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第2号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第312条の規定を適用しています。

なお、要約中間連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて使用されるべきものです。

(2) 測定の基礎

要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

3. 重要性がある会計方針

当社グループが本要約中間連結財務諸表において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様です。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、年間の見積実効税率に基づいて算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、要約中間連結財務諸表を作成するために、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いています。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいています。しかしながら実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されています。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しています。

本要約中間連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、連結子会社等を基礎とした事業・サービス別のセグメントから構成されており、「建築事業」、「土木事業」、「舗装事業」、「機械事業」、及び「インフラ運営事業」の5つを報告セグメントとしています。なお、報告セグメントの決定に際して、集約された事業セグメントはありません。

各報告セグメントの主な事業内容は以下のとおりです。

報告セグメント	主な事業内容
建築事業	集合住宅や工場・物流施設を中心とする建設工事及びこれに付帯する事業
土木事業	橋梁やトンネルを中心とする建設工事及びこれに付帯する事業
舗装事業	舗装工事等の建設工事並びにアスファルト合材等の製造・販売及びこれに付帯する事業
機械事業	建設機械の販売・レンタル及びこれに付帯する事業
インフラ運営事業	太陽光・風力発電事業等の開発、運営・維持管理、売却までの事業投資を行う再生可能エネルギー事業並びに公共インフラ等の運営権を取得し建設、運営・維持管理を手掛けるコンセッション事業及びこれに付帯する事業

(2) 報告セグメントに関する情報

セグメント利益(事業利益)は、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除し、持分法による投資損益を加えて算出しています。

セグメント間の売上高は市場実勢価格に基づいています。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結
	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	108,365	82,557	118,997	19,352	8,315	337,588	21,244	358,832	-	358,832
セグメント間の売上高	825	5	1,815	845	-	3,491	5,951	9,442	9,442	-
合計	109,190	82,562	120,812	20,198	8,315	341,079	27,196	368,275	9,442	358,832
セグメント利益 又は損失() (事業利益)	2,064	17,570	7,062	1,019	240	23,347	662	24,010	168	23,842
その他の収益										390
その他の費用										443
営業利益										23,788
金融収益										1,714
金融費用										1,184
税引前中間利益										24,318

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一部の子会社が営んでいる各種事業です。

2. セグメント利益の金額の合計額と要約中間連結損益計算書計上額との差額は、セグメント間取引の消去によるものです。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結
	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	136,638	65,725	123,003	19,956	13,589	358,913	21,826	380,739	-	380,739
セグメント間の売上高	393	37	2,315	1,569	-	4,315	6,061	10,376	10,376	-
合計	137,031	65,762	125,318	21,525	13,589	363,228	27,888	391,116	10,376	380,739
セグメント利益 又は損失() (事業利益)	788	7,089	7,701	1,121	1,945	14,754	90	14,664	15	14,648
その他の収益										881
その他の費用										1,184
営業利益										14,346
金融収益										1,290
金融費用										2,738
税引前中間利益										12,898

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一部の子会社が営んでいる各種事業です。

2. セグメント利益の金額の合計額と要約中間連結損益計算書計上額との差額は、セグメント間取引の消去によるものです。

6. 社債

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

前中間連結会計期間において発行された社債はありません。

前中間連結会計期間において償還された社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限 (利率)
インフロニア・ホールディングス(株)	前田建設工業株式会社第2 3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2016年7月28日	10,000百万円	2023年7月28日 (年0.28%)

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当中間連結会計期間において発行された社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限 (利率)
インフロニア・ホールディングス(株)	2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(グリーンCB)	2024年4月8日	60,000百万円	2029年3月30日 (無利息)
インフロニア・ホールディングス(株)	インフロニア・ホールディングス株式会社第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2024年9月12日	24,000百万円	2027年9月10日 (年0.893%)
インフロニア・ホールディングス(株)	インフロニア・ホールディングス株式会社第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	2024年9月12日	24,000百万円	2030年9月12日 (年1.273%)

当中間連結会計期間において償還された社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限 (利率)
インフロニア・ホールディングス(株)	前田建設工業株式会社第2 6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2019年9月12日	5,000百万円	2024年9月12日 (年0.15%)

7. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

当社は、2024年8月1日を払込期日とする第1回社債型種類株式の発行により、種類株式の発行済株式総数が20,000千株増加しています。

本社債型種類株式は、2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する配当について固定配当(以降は変動配当)であり、かつ未払の配当金がある場合に未払分を翌期以降に累積して支払いますが、配当の任意繰延が可能であり買戻し義務がなく、清算による残余財産の分配時を除き現金又はその他の資本性金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していることから、資本性金融商品に分類されます。

なお、当該新株発行に伴い、会社法規定に基づき資本金が48,750百万円、資本剰余金が48,750百万円それぞれ増加しました。同日付で、これと同額の資本金の額の減少を行い、資本剰余金に振り替えています。

また、新株の発行に係る直接発行費用616百万円を資本剰余金から控除しています。

(2) 自己株式

自己株式の増減は、以下のとおりです。

(単位：千株)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	22,329	27,863
期中増加	2,341	10
期中減少	844	872
中間期末残高	23,826	27,002

- (注) 1 前中間連結会計期間の期首残高には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する3,267千株及び株式給付信託(BBT)が保有する377千株が含まれています。
- 2 前中間連結会計期間の自己株式の増加2,341千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,339千株及び単元未満株式の買取りによる増加2千株です。
- 3 当中間連結会計期間の自己株式の増加10千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株及び持分変動による増加10千株です。
- 4 前中間連結会計期間の自己株式の減少844千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少208千株及び株式給付信託(従業員持株会処分型)による従業員持株会への売却による減少636千株です。
- 5 当中間連結会計期間の自己株式の減少872千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少213千株及び株式給付信託(従業員持株会処分型)による従業員持株会への売却による減少658千株です。
- 6 前中間連結会計期間の期末残高には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する2,630千株、株式給付信託(BBT)が保有する2,806千株及び株式給付信託(J-E S O P)が保有する2,967千株が含まれています。
- 7 当中間連結会計期間の期末残高には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する1,486千株、株式給付信託(BBT)が保有する2,806千株及び株式給付信託(J-E S O P)が保有する2,967千株が含まれています。

8. 配当金

(1) 配当金支払額

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	14,421	55.0	2023年3月31日	2023年6月21日

- (注) 1 要約中間連結持分変動計算書の配当は、配当金の総額から、持分法適用会社が保有する当社株式に係る配当を控除しています。
- 2 2023年5月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金179百万円及び株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれています。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	9,133	35.0	2024年3月31日	2024年6月26日

- (注) 1 要約中間連結持分変動計算書の配当は、配当金の総額から、持分法適用会社が保有する当社株式に係る配当を控除しています。
- 2 2024年5月10日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金75百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金98百万円及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金103百万円が含まれています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	6,636	25.0	2023年9月30日	2023年12月11日

- (注) 2023年11月10日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金65百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金70百万円及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金74百万円が含まれています。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	7,835	30.0	2024年9月30日	2024年12月10日
2024年11月12日 取締役会	第1回社債型種類 株式	434	21.7	2024年9月30日	2024年12月10日

- (注) 2024年11月12日開催の取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金44百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金84百万円及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金89百万円が含まれています。

9. 収益

収益の分解

売上高の分解と「5. セグメント情報」の関連は以下のとおりです。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位: 百万円)

	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	その他	合計
顧客との契約から認識した 収益							
一時点で充足	-	-	37,269	16,867	8,315	15,818	78,270
一定期間にわたり充足	107,554	82,557	81,639	22	-	5,410	277,184
計	107,554	82,557	118,908	16,889	8,315	21,228	355,454
その他の源泉から認識した 収益(注)	810	-	88	2,462	-	16	3,378
合計	108,365	82,557	118,997	19,352	8,315	21,244	358,832

(注) その他の源泉から認識した収益は、主にIFRS第16号に基づくリース収入等です。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	その他	合計
顧客との契約から認識した 収益							
一時点で充足	-	-	37,686	18,019	11,498	15,210	82,415
一定期間にわたり充足	135,836	65,725	85,186	415	2,091	6,600	295,855
計	135,836	65,725	122,873	18,434	13,589	21,811	378,270
その他の源泉から認識した 収益(注)	801	-	130	1,521	-	15	2,468
合計	136,638	65,725	123,003	19,956	13,589	21,826	380,739

(注) その他の源泉から認識した収益は、主にIFRS第16号に基づくリース収入等です。

10. 1 株当たり中間利益

基本的1株当たり中間利益、希薄化後1株当たり中間利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	16,328	8,105
親会社の普通株主に帰属しない中間利益		
社債型種類株式に係る種類株主への配当額(百万円)	-	434
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益 (百万円)	16,328	7,671
中間利益調整額(百万円)	-	177
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益 (百万円)	16,328	7,849
期中平均普通株式数(千株)	251,530	246,770
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響(千株)		
株式給付信託(BBT)	634	1,069
株式給付信託(J-E S O P)	-	542
転換社債型新株予約権付社債	-	27,746
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	252,164	276,129
基本的1株当たり中間利益(円)	64.92	31.09
希薄化後1株当たり中間利益(円)	64.75	28.43

- (注) 1 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、基本的1株当たり中間利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において基本的1株当たり中間利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、それぞれ4,891千株、7,618千株です。
- 2 譲渡制限付株式報酬制度に基づき付与した株式のうち、譲渡制限解除の条件を満たしていないものは基本的1株当たり中間利益の算定上、期中平均株式数に含めていません。前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において基本的1株当たり中間利益の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は、それぞれ381千株、591千株です。

11. 金融商品

(1) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の末日に発生したものと認識しています。

なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

連結財務諸表において公正価値で測定する金融商品の公正価値レベル別ヒエラルキー

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	-	-	21,966	21,966
デリバティブ資産	-	7,774	-	7,774
その他	-	828	410	1,239
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	105,787	-	8,428	114,215
合計	105,787	8,603	30,805	145,196
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	745	-	745
合計	-	745	-	745

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	-	-	22,012	22,012
デリバティブ資産	-	7,545	-	7,545
その他	-	824	409	1,233
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	95,019	-	8,978	103,997
合計	95,019	8,369	31,399	134,789
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	453	-	453
合計	-	453	-	453

株式及び出資金

株式及び出資金のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しています。また、活発な市場が存在しない銘柄のうち、公正価値を重要な観察不能なインプットを用いて主として類似業種比較法で算定した金額で測定した銘柄についてレベル3に分類しています。

なお、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント等を加味しています。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債のうち為替予約、金利スワップ等の公正価値は、取引先金融機関から提示された価格等によって算定しており、レベル2に分類しています。

連結財務諸表において公正価値で測定されない金融商品の公正価値

連結財務諸表において公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。

なお、公正価値が帳簿価額と近似している金融商品は以下に含めていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当中間連結会計期間 (2024年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債				
社債	42,864	42,266	80,683	80,401
転換社債型新株予約権付社債	-	-	57,537	57,424
長期借入金	93,627	94,038	121,905	122,333
ノンリコース借入金	2,989	2,994	5,081	5,048
公共施設等運営権に係る負債	94,878	104,862	92,528	101,843

長期借入金及びノンリコース借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しています。

社債及び転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しています。

公共施設等運営権に係る負債の公正価値については、支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しています。

レベル3に分類された金融資産

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、評価者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しています。

また、公正価値の測定結果については適切な権限者がレビュー及び承認しています。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
期首残高	9,995	30,805
利得及び損失合計		
損益(注1)	126	26
その他の包括利益(注2)	66	450
購入	22,187	203
売却	347	29
企業結合	108	-
その他	19	3
中間期末残高	31,769	31,399

(注) 1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、金融収益及び金融費用に含まれていません。

なお、各報告期間の末日に保有する金融商品に係る未実現の利得及び損失は、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間においてそれぞれ 128百万円及び 26百万円です。

2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれています。

2 【その他】

(剰余金の配当)

2024年5月10日開催の取締役会において、2024年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、期末配当を行うことを決議しました。また、2024年11月12日開催の取締役会において、2024年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、中間配当を行うことを決議しました。詳細は「第4 経理の状況、1 要約中間連結財務諸表、要約中間連結財務諸表注記 8 . 配当金」をご参照ください。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月11日

インフロニア・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原 義 勝
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 島 亘 司
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飴 谷 健 洋
--------------------	-------	---------

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインフロニア・ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、インフロニア・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていない。